

財政援助団体等監査結果報告書

- 1 監査の対象 指定管理者 公益財団法人小松市まちづくり市民財団
管理施設 こまつドーム
所管課 にぎわい交流部スポーツ育成課
- 2 選定理由
こまつドームは、前回の監査実施から一定の期間を経ていることから監査対象とした。なお、前回は平成 24 年度に実施している。
- 3 監査の種別 公の施設の指定管理者監査
- 4 監査実施日 令和 2 年 10 月 23 日
- 5 監査実施場所 こまつドーム
- 6 監査の範囲
令和元年度こまつドームの指定管理委託にかかる出納とその他の事務事業の執行状況
- 7 監査の執行者 監査委員 表 靖二
- 8 監査委員の除斥
地方自治法第 199 条の 2 の規定により、小栗巖監査委員は除斥した。
- 9 監査の実施手続
監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員が管理委託に関する内容等の閲覧、帳簿突合、質問及び現地確認等の予備監査を行った。
監査当日はこまつドームにおいて、公益財団法人小松市まちづくり市民財団関係職員並びに所管課であるにぎわい交流部担当部長ほかスポーツ育成課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属の税理士を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。
- 10 監査の着眼点
監査の主な着眼点は次の通りである。
 - (1) 施設及び設備の維持管理は、仕様書等どおり適切かつ効率的に行なわれているか。
 - (2) 利用促進ならびに利用者サービスの向上のための取り組みはなされているか。
 - (3) 公の施設の管理にかかる収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
 - (4) 指定管理者に対する所管課の指導監督は適切に行われているか。

11 監査の結果

公の施設に管理に係る出納その他の事務の執行は、次のとおり改善が望まれる事項があったので、適切な措置を講じられたい。事務処理上にわたる注意事項は、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

(1) 改善意見

＜スポーツ育成課・公益財団法人小松市まちづくり市民財団＞

ロビー壁修繕と給水設備修繕において、これらは一体の工事であり一括発注が適切であるところ、別々に発注処理されていた。

また見積徴収先が全て市外業者であったが、修繕工事の場合、日常管理の点から地元業者も含めて検討されたい。

会計上の処理においては、修繕として処理されていたが、その実態をみると、原状回復の範囲を超え、新たな機能を備えた資産の取得であり、資本的支出に該当するものであった。今後は、修繕と資本的支出の区別について、市と指定管理者で十分に協議確認の上、執行されたい。

12 監査の結果に添える意見

＜スポーツ育成課・公益財団法人小松市まちづくり市民財団＞

・こまつドームの屋根については、平成 22 年度以降利用者からの開閉の要望はないが、再び開閉する時に備え、毎年度保守点検を実施している。

屋根が開閉することは当施設のアピールポイントではあるが、今後の維持改修計画を立てていく上で、かかるコストや市民の便益等の視点をもって、運用の方向性、維持管理のあり方について検討されたい。

・屋内競技用の組み立て式コートについて、昨年度の所管課対象の定例監査において意見したところであるが、現在も利用実績がない状況である。用途変更等も含め、有効な活用策を講じられるよう努められたい。